

1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題

第5章の「2.文化財の保存・活用に関する基本方針」に記載した「知る」、「守る」、「活かす」の三つの基本方針に基づき、文化財の保存・活用に関する現状と課題を以下のとおり整理する。
なお、防災・防犯については、第8章に個別に記述する。

(1) 現状

○ 文化財を「知る」

■現状Ⅰ：文化財の調査・研究に関する現状

【文化財の把握調査】

- ・本市の指定文化財については、その価値を正確に把握するため、行政が主体となって、様々な調査を行ってきた。
- ・指定文化財については、周辺環境を含めた現況調査が行われておらず、また、文化財カルテも作成していないため、一元的な把握ができていない。
- ・指定されていないものの、地域で大切にされている文化財が数多く残されているが、その価値を明らかにするための把握調査は行われていない。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地内において開発などが行われる場合には、「工事等に関する埋蔵文化財の取扱い手続き」に基づき、調査を実施している。

【調査・研究環境】

- ・市民が文化財について正しく知ることができるよう、埋蔵文化財センター、咸宜園教育研究センター及び博物館において、調査・研究資料の収集・管理及び適切な施設の維持管理などに努めている。
- ・埋蔵文化財センターについては、老朽化が進み、調査・研究環境の悪化が危惧されている。

【調査・研究人材】

- ・文化財が持つ価値を明らかにし、その魅力を周知する人材の育成を図るため、調査・研究を担う学芸員などの専門職員の配置及び研究機関への派遣を行っている。
- ・市内における文化財の必要な調査・研究を行い、保存・活用を図るため、日田市文化財保護員を配置しているが、資質向上を図るための研修派遣など十分な取組となっていない。
- ・廣瀬淡窓をはじめとする先哲や咸宜園など、近世から近代にかけての教育・文化を課題として、国内及び地域に根差した研究者の活動を奨励する事業を行っており、その成果は、本市の歴史・文化を活かしたまちづくりや文化財の保存・継承などの事業に活かしている。

【世界遺産登録】

- ・咸宜園の世界遺産登録に向け、水戸、足利及び備前の各市並びに市民団体である咸宜園放学遊山の会による廣瀬淡窓先生ゆかりの地をめぐるマップ作製及び咸宜園平成門下生之会による講座など、官民一体となった取組が進められている。
- ・市及び教育遺産世界遺産登録推進協議会による調査・研究及び市民に向けた普及啓発並びに情報発信に努めているが、市民の関心を高め、価値を共有し、全市的な機運を高めるには至っていない。

■現状2：公開・情報発信に関する現状

【公開・情報発信による価値の共有】

- ・文化財の保存・活用を図るためには、文化財の価値を市民と共有することが必要となるが、多様な価値を持つ幅広い分野の文化財の把握調査を行っていない。
- ・古文書を通し、本市の歴史・文化に興味・関心を持ってもらう市民の育成を図るため、古文書講座を開催している。
- ・調査・研究成果については、各種発掘調査報告書、埋蔵文化財年報、咸宜園教育研究センター研究紀要（咸宜園、廣瀬淡窓及び門下生などに関する調査・研究成果）、日田文化（市民・研究者による日田市の歴史文化の論考及び市文化財保護部局が実施した事業の年次報告）、博物館による発掘調査報告書などを発刊している。
- ・埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターなどにおいて展示会及び企画展などを開催し、市民への周知を図っている。
- ・その他にも、ホームページ、広報誌などを活用した情報発信を行っているが、更新頻度及び掲載量ともに十分な取組となっていない。

○ 文化財を「守る」

■現状1：文化財の保存に関する現状

【積極的な保存】

- ・文化財が有する価値を顕在化し、適切な保存及び将来的な活用を図るため、小迫辻原遺跡、ガランドヤ古墳、廣瀬淡窓旧宅及び墓、咸宜園跡など史跡や遺跡などの保存活用計画を策定し、計画的な整備に取り組んでいる。
- ・小鹿田焼で用いる唐臼や窯の作り手の不足をはじめ、釉薬の原料となる藁灰・木灰や窯焚き用の薪、祇園山鉾の飾り（白^{パイパイ}々）の材料の竹や曳き手が履く草鞋など、文化財を支える用具・原材料の確保が困難になりつつある。
- ・重要伝統的建造物群保存地区（伝建地区）に選定されている豆田町の伝統的な町並みを適切に維持保全し、後世に残すことにより、市民が誇りと愛着を持てる町づくりを目指すため、市民が所有する建造物の保存修理に補助を行っているが、歴史的建造物（国登録有形文化財であるもの）については、補助制度が無いため、所有者の保存修理に係る経費の負担が大きくなり、適切な保存が困難になっている。

- ・現状での文化財の保存のための予算は、指定等文化財のうち、主には有形の文化財に係る経年劣化や毀損に対応するものである。地方財政が厳しさを増す中、未指定を含む文化財を適切に保存するためには多額の予算が必要となり、現行予算では十分な対応が困難となる。
- ・個人や自治会などが行う清掃・草刈り作業に伴う予算（謝礼や委託料）を措置している。
- ・地域で大切にされてきた文化財が数多く残されているが、文化財保護制度の対象外であるため、保存する手だてが講じられていない。

■現状2：人材の育成に関する現状

【市民との協働】

- ・市民及び団体・事業者などとの協働により、伝統的建造物の保存修理に欠くことのできない建築技能士の育成、日本遺産魅力発信及び世界遺産登録推進などの各種事業に取り組んでいる。
- ・市民の参画を得て、日本遺産子どもガイドやガランドや古墳公開サポーターを育成している。
- ・地域コミュニティの縮小といった社会環境の変化、少子高齢、人口減少などの影響を受け、文化財の散逸、毀損及び滅失が危惧される中、地域社会全体で文化財を保存・活用するための仕組みが十分に整備されていない。

【担い手の育成】

- ・日田祇園、豆田町の伝統的な町並み及び小鹿田焼などについては、市民及び団体・事業者などと連携しながら、文化財の修理、保存及び伝統工芸技術の継承に取り組んでいる。
- ・鵜飼、大野楽及び五馬くにち楽などの無形の民俗文化財については、文化財保持団体の活動に対して財政的な支援を行っているが、大野楽や五馬くにち楽では後継者の減少により、継承が難しくなり、鵜飼については鵜匠や棹差しの後継者の確保が困難な状況となっている。
- ・市内の小学校では総合的な学習の時間において地域に残る伝統文化について学んでいる。

○ 文化財を「活かす」

■現状1：文化財の活用に関する現状

【観光振興】

- ・市内には、観光資源として活用されている文化財（伝建地区、咸宜園跡（国指定史跡）、小鹿田焼（国指定重要無形文化財）、日田祇園の曳山行事（国指定重要無形民俗文化財）及び鵜飼（県指定無形民俗文化財））が数多く存在し、交流人口の増加に寄与している
- ・この内、草野本家（国指定重要文化財）、廣瀬淡窓旧宅（国指定史跡）、岩尾家住宅（国登録有形文化財）などは一般公開され、多くの観光客が訪れているが、市内に点在するその他の文化財は十分に活かされておらず、伝建地区に偏在している。

【まちづくり】

- ・文化財関連施設として、埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターを整備し、出土品の展示公開、歴史・文化・産業に関する企画展示、保存修理工事及び発掘調査現場の公開、各種講演会の開催などの諸事業に取り組んでいるが、文化財や歴史に限られ、市民が楽しみながら学んだり、人に伝えたりすることのできるイベントなど、他部署と連携した取組ができていない。
- ・文化財に誘導するための道路や案内板などが十分に整備されていないため、市民が文化財に容易に接する機会が確保されていない。

■現状2：教育に関する現状

【学習機会】

- ・文化財愛護精神の醸成を図るため、学校教育における歴史読本の発行、総合的な学習の時間を活用したふるさと教育の実践及び社会教育（公民館）における歴史講座の開設など学習機会の提供に努めている。
- ・体験学習、教職員に対する文化財の魅力発信及び地区公民館への出前講座の開催などの取組が十分に行われていない。

■現状3：情報発信の現状

【情報発信】

- ・VR（仮想現実）によるランドや古墳公園における石室案内のように、一部施設についてはデジタル技術を活用した取組が行われている。
- ・文化財関連資料がデジタル化されていないため、市民が情報に容易にアクセスできる環境が整備されていない。
- ・訪日外国人旅行者が、豆田町をはじめ、咸宜園や小鹿田焼などの文化財に触れる機会が多くなっているが、案内看板などの多言語対応が十分にできていない。

（2）課題

○ 文化財を「知る」

■課題Ⅰ：文化財（指定・未指定）の特質の理解 -調査と研究-が不十分

① 文化財の把握調査が十分に実施されていない

- ・地域社会総ぐるみで文化財の保存・活用を推進するためにも、把握調査の実施に当たっては、計画段階から市民の主体的な参画を促す仕組みが必要である。
- ・文化財を適切に保存するためにも指定文化財の現況を把握する調査並びに調査結果に基づく文化財カルテの作成が必要である。
- ・未指定文化財について、存在や価値を知られないまま、消滅、散逸してしまうことを防ぐため計画的な把握調査並びに調査結果に基づく文化財カルテの整備が必要である。

- ・埋蔵文化財は、開発などにより失われる危険性があるため、適切に調査し、必要に応じて、現状保存及び記録保存などを行う必要がある。

② 調査・研究環境の充実が必要

- ・市民が文化財について正しく知ることができるよう、埋蔵文化財センター、咸宜園教育研究センター及び博物館などの文化財関連施設については、施設の維持管理をはじめ、調査・研究及び展示資料などの適切な整理並びに保管などが必要である。
- ・経年劣化が進む埋蔵文化財センターについては、適切な管理に努めながら、良好な調査・研究環境を維持する必要がある。

③ 調査・研究人材の育成推進が必要

- ・本市の調査・研究機能の向上を図るため、学芸員などの専門職員の資質向上が必要である。
- ・文化財保護員による文化財の調査・研究を推進するため、文化財保護員の資質向上を図る必要がある。
- ・廣瀬淡窓をはじめとする先哲や咸宜園など近世から近代にかけての教育・文化に関する調査・研究を一層推進するため、研究者の育成を図る必要がある。

④ 世界遺産登録の推進が不十分

咸宜園の世界遺産登録に向けた取組を官民が一体となって推進していくためにも、関係各市及び団体・事業者などとの連携はもとより、調査・研究並びに普及啓発及び情報発信などの取組による一層の機運の醸成が必要である。

■課題2：文化財の価値の発見と共有が不十分

⑤ 価値の適切な評価が必要

- ・総合把握調査により見出した価値に基づき、有識者で構成する文化財保護審議会及び市民などにより適切な評価を行うとともに、積極的な情報発信により、市民との価値の共有を図ることが必要である。
- ・古文書が有する歴史的・文化的価値について適切に評価を行うことができる人材が不足しており、育成が必要である。

⑥ 公開・情報発信による価値の共有が不十分

- ・文化財の調査・研究の成果を市民が活用し、価値を共有できるよう、引き続き、報告書及び歴史読本などを刊行する必要がある。
- ・文化財の魅力を市民に広く伝え、文化財が持つ価値を市民間で共有できるよう、紙及び電子媒体並びに文化財関連施設を活用した情報発信が必要である。

○ 文化財を「守る」

■課題1：文化財の積極的な保存が不十分

⑦ 積極的な保存の推進が必要

- ・将来にわたり文化財を適切に保存するため、史跡などの維持管理、保存計画の策定及び計画的な整備工事などに取り組む必要がある。
- ・文化財を保存し、将来に確実に継承するため、文化財を支える用具・原材料の確保及びそのための作り手の育成が必要である。
- ・豆田町重要伝統的建造物群保存地区における建造物の保存修理を通して、伝統的な町並みの維持保全に取り組む必要がある。
- ・現在、補助対象となっていない歴史的建造物（国登録有形文化財であるもの）の保存修理に係る所有者負担を軽減するための新たな補助制度について検討する必要がある。
- ・文化財を適切に保存するため、国・県の補助制度の活用はもとより、新たな財源の確保が必要である。
- ・地域で大切にされてきた文化財を積極的に保存していくための仕組みが必要である。

■課題2：文化財を支える人材の育成が不十分

⑧ 市民との協働が不十分

- ・地域社会全体で文化財を保存・活用するため、市民の協力を得ながら、人材の育成に取り組む必要がある。
- ・市民が文化財の保存・活用に関わる機会を創出する仕組みづくりについて検討する必要がある。

⑨ 担い手の育成が不十分

- ・文化財保持団体が行う活動及び後継者育成に対する財政支援をはじめ、無形の文化財の価値や魅力を伝え、興味・関心を高めることで、担い手の育成につなげていく必要がある。
- ・鵜飼を継続していくため、生計の安定化並びに後継者の確保及び育成が必要である。
- ・子どもたちを対象に、伝統文化が持つ魅力を伝え、関心を高めながら、将来的な担い手の育成につなげる取組が必要である。

○ 文化財を「活かす」

■課題1：観光振興への活用が不十分

⑩ 文化財を活かした観光振興が不十分

文化財を活用したイベントの開催、文化財の魅力発信及び観光コンテンツとしての磨き上げ等により、観光客の伝建地区への偏在を解消し、更なる誘客の促進を図る必要がある。

■課題2：地域振興への活用が不十分

⑪ 文化財を活かしたまちづくりが不十分

- ・関係課をはじめ、市民及び団体・事業者などと連携し、文化財を地域資源として、まちづくりに活用した取組を推進する必要がある。
- ・市民が文化財に触れ、その価値を実感できるように、文化財周辺の環境整備を行う必要がある。

■課題3：教育事業との連携を強化

⑫ 関係各課との連携強化による学習機会の充実が必要

市民の文化財愛護精神を醸成し、文化財の保存・活用を図るため、学校教育及び社会教育を所管する関係各課との連携強化による、子ども、教職員及び住民などに対する学習機会の充実が必要である。

■課題4：積極的な情報発信の推進が不十分

⑬ 情報発信の取組が不十分

- ・文化財情報へのアクセスを容易にし、文化財の効果的な活用を推進するためにも、デジタル技術を用いた取組が必要である。
- ・外国人旅行者が魅力を感じられるように本市の文化財情報を発信する必要がある。

2. 文化財の保存・活用に関する方針

文化財の保存・活用に関する現状と課題を踏まえながら、三つの基本方針ごとに保存・活用に関する方針を定める。

(1) 文化財を「知る」

■方針Ⅰ：文化財（指定・未指定）の特質の理解 -調査と研究-の充実

① 文化財の把握調査を推進する

- ・地域社会総ぐるみで本市内に残る文化財を把握し、今後の保存・活用を推進する上での基礎資料とするためにも、市民の参画を得ながら、未指定文化財を含む文化財の総合把握調査並びに文化財カルテの作成を計画的に実施する。
- ・埋蔵文化財を適切に保存するため、各種開発などに伴い、調査、記録保存及び報告書の作成を行う。

② 調査・研究環境を充実する

- ・調査・研究成果を積極的に展示・公開するため、資料などの適切な整理及び保管並びに文化財関連施設の維持管理に努める。
- ・経年劣化が進む埋蔵文化財センターについては、良好な調査・研究環境を維持するため、日田市公共施設等総合管理計画を踏まえながら、施設の在り方について検討する。

③ 調査・研究人材の育成を推進する

- ・学芸員などの専門職員を各種研修会へ計画的に派遣し、資質の向上を図る。
- ・文化財保護員を各種研修会に計画的に派遣し、資質の向上を図る。
- ・廣瀬淡窓をはじめとする先哲や咸宜園など近世から近代にかけての教育・文化について調査・研究を行う研究者の活動を支援する。

④ 世界遺産登録に向けた取組を推進する

世界遺産登録の推進に向け、引き続き、教育遺産世界遺産登録推進協議会の構成自治体（水戸市・足利市・備前市）及び団体などと連携しながら、調査・研究及び市民に向けた普及啓発や情報発信に取り組む。

■方針2：文化財の価値の発見と共有を推進

⑤ 価値の適切な評価を行う

- ・今後の文化財の望ましい保存・活用策につなげていくため、総合把握調査の結果に基づき、文化財保護審議会のみならず市民参画による評価・価値付けを行う。
- ・古文書が有する歴史的・文化的価値について適切に評価を行うことができる人材育成の仕組みづくりに取り組む。

⑥ 公開・情報発信による価値の共有に取り組む

- ・文化財の保存・活用を推進するためにも、文化財の魅力を伝え、価値を市民と共有することが重要となる。
- ・そのため、調査・研究の成果を市民が活用できるように、報告書及び歴史読本などの紙媒体をはじめホームページやSNSなどの電子媒体並びに文化財関連施設における展示・公開による情報発信に取り組む。

（2）文化財を「守る」

■方針1：文化財の積極的な保存を推進

⑦ 積極的な保存の推進を図る

- ・文化財が有する価値を顕在化し、後世にわたり、適切に保存・活用するため、日常的な維持管理に加え、長期的な視点に立ち、史跡の整備計画を作成・更新し、着実な整備に努める。
- ・用具・原材料の確保に向けた取組を支援するため、対応策について、文化財保持団体、有識者及び事業者等の関係者と連携し、実態調査及び調査結果に基づく検討等を行う。
- ・市民が誇りと愛着を持てる町づくりを目指すため、伝建地区の保存計画の見直し並びに所有者が行う伝統的な町並み及び歴史的建造物（国登録有形文化財であるもの）の保存・修理に対する財政的な支援に取り組む。

- ・指定等文化財などの所有者及び管理者に対する補助制度の創設について検討するとともに、そのために必要となる財源確保についても調査・研究を行う。
- ・地域で大切にされてきた文化財を顕彰し、認知度を高め、将来に向けた保存につなげていくため、市独自の文化財保護制度について検討する。

■方針2：文化財を支える人材の育成を推進

⑧ 市民との協働を推進する

- ・文化財の適切な保存・活用を図るため、市民及び団体・事業者などとの協働・連携による取組の推進をはじめ、自主的・継続的な活動に対する支援を行う。
- ・市民の参画を得ながら、文化財を保存・活用を図るための仕組みづくりを検討する。

⑨ 担い手の育成を推進する

- ・文化財保持団体に取り組む後継者の育成や技術の継承などに係る経費に対する財政的な支援を行う。
- ・無形の民俗文化財について、計画的に映像による記録化を進めるとともに、後継者育成の教材としても活用する。
- ・鵜飼の生計の安定化並びに後継者の確保及び育成について、関係各課及び団体・事業者などで情報共有及び連携を図りながら対策を講じる。
- ・子どもたちに対して、学校や公民館と連携して、文化財を活用した学習・体験機会を提供することで、文化財の魅力発信、価値の理解促進を図り、担い手の育成につなげる。

(3) 文化財を「活かす」

■方針1：観光資源としての活用を充実

⑩ 文化財を活かした観光振興を充実する

文化財を活用したイベントの推進、文化財の魅力発信、観光コンテンツとしての磨き上げにより、観光客の伝建地区への偏在を解消し、更なる誘客の促進を図る。

■方針2：地域振興への活用を推進

⑪ 文化財を活かしたまちづくりを推進する

- ・文化財を地域資源としてまちづくりに活用するため、関係各課及び団体・事業者などと連携し、個市民が楽しみながら学ぶことができるイベントの創出及び施設に関する情報発信を促進する。
- ・市民が文化財に触れ、その価値を実感できるように、関係課と協議しながら、道路や案内看板など、文化財周辺の環境整備について検討する。

■方針3：教育事業との連携を強化

② 学習機会の充実を図る

学校教育（総合的な学習）及び社会教育（公民館活動）との連携を強化し、刊行物の作成、講座の開催及び体験活動の実施など、学習機会の充実を図る。

■方針4：積極的な情報発信の推進

③ 情報発信の取組を推進する

文化財の魅力を広く発信し、様々な活用に資するためにもデータベース化、アーカイブ化及び文化財コンテンツの多言語化などに取り組む。

3. 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存・活用に関する課題と方針を踏まえ、計画期間に実施する措置（事業）を次のとおり設定し、基本理念の実現を目指す。

【財源】

- ・財源については、庁内における調整及び国・県との協議を行い、確保に努める。
- ・財源の「国」は文化財保存事業費補助金、文化芸術振興費補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金などが考えられるが、今後、文化財の保存・活用に関する措置の実施に当たっては、文化庁のみならず、観光庁など関係省庁の補助メニューの活用を図る。
- ・「その他」は、「受託金」「寄付」「個人負担」などが考えられる。
- ・なお、厳しい財政状況の下、事業実施年度の変更や期間の延長、事業内容の見直し等が生じることも想定されることから、庁内における調整を行いながら実施を目指す。

【取組主体】

- ・表中に記載した「取組主体」の具体については、次のとおりとする。
- ・左記の「取組主体」に対応する具体は、「第9章 文化財の保存・活用の推進体制」に記載した各主体を指す。

取組主体	取組主体の具体
市	135 ページに記載した担当課及び 136 ページに記載した庁内各課
関係機関	137 ページに記載した関係機関
団体・事業者	138・139 ページに記載した団体・事業者

【実施期間】

- ・本計画の実施期間は令和7（2025）年から令和17（2035）年の11年間とする。
- ・本計画の実施期間を前期（3年間）、中期（4年間）、後期（4年間）に分け、措置と実施時期を定める。
- ・実施時期については、 実施：――→ 実施内容を検討：――→
- ・措置については、本計画の開始年度である令和7（2025）年以前から取り組まれている事業についても、実施時期は前期からとする。

(1) 文化財を「知る」

■方針1：文化財（指定・未指定）の特質の理解 -調査と研究-の充実

① 文化財の把握調査を推進する

【計画的な調査の実施と成果の分析】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
1	文化財総合把握調査事業 ・市民参画による無形の民俗文化財や有形文化財（美術工芸品）などの分野の未指定文化財の総合把握調査を計画的に行う ・総合把握調査により判明した未指定文化財の詳細調査を行う ・文化財調査成果の整理を行う(文化財カルテの作成)	市	文化財課 市民 関係機関			
2	埋蔵文化財発掘調査事業 ・各種開発事業などに伴う予備審査、本発掘調査及び重要遺跡の確認調査並びに記録保存を行う ・調査成果をまとめた報告書を作成する	国 県 市 その他	文化財課			

② 調査・研究環境を充実する

【調査・研究資料の適切な管理】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
3	埋蔵文化財センター管理事業 ・発掘調査出土品などの整理・保管を行う ・発掘調査報告書など文化財書籍の収集・管理を行う ・埋蔵文化財センターの維持管理を行う	市	文化財課			
4	咸宜園教育研究センター運営事業 咸宜園関連資料の調査・研究、収集、整理、保管を行う	市	咸宜園教育研究センター			
5	博物館展示資料整備事業 博物館展示資料の収集、整理、保管を行う	市	博物館			
6	文化財関連施設の在り方検討事業 良好な調査・研究環境を維持するため、経年劣化が進む埋蔵文化財センターの実情を踏まえた、今後の施設の在り方について検討する	市	文化財課			

③ 調査・研究人材の育成を推進する

【職員及び文化財保護員の育成の推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
7	文化財保護事業 ・奈良文化財研究所への職員研修に参加する ・発掘調査に必要な技能取得のため講習会に参加する ・文化財保護員を対象とした研修会の実施や他機関が行う研修会への参加を促す	市	文化財課			
8	咸宜園教育研究センター研究奨励事業 廣瀬淡窓や咸宜園など近世から近代にかけての教育・文化に関する研究者の育成を図るため、研究活動を支援する	市	咸宜園教育研究センター			

④ 世界遺産登録に向けた取組を推進する

【調査・研究及び情報発信の推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
9	世界遺産登録推進事業 ・4市連携により、引き続き、国内の世界文化遺産暫定一覧表への追加記載に向け、調査研究及び普及啓発の取組を進める ・調査・研究及び普及啓発の取組を進める ・咸宜園放學遊山の会及び咸宜園平成門下生之会と連携し、市民を対象とした世界遺産登録推進講演会並びに市報及びSNSなどを活用した情報発信を行う	市 その他	世界遺産推進室 団体・事業者 広域連携			

■方針2：文化財の価値の発見と共有を推進

⑤ 価値の適切な評価を行う

【市民協働による文化財の発見と価値付けの推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
10	文化財保護事業 ・文化財保護審議会に対し、未指定文化財の指定、登録及び保護などについての助言を求める ・文化財保護審議会及び市民などにより、未指定文化財の総合把握調査に基づく価値について評価を行う体制を整備する ・古文書入門講座の受講生を対象とした古文書サポーター制度の創設について検討する	市	文化財課 関係機関 市民			

⑥ 公開・情報発信による価値の共有に取り組む

【市民に向けた情報発信の充実】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
11	文化財保護事業 ・日田文化を刊行する（年1回） ・文化財年報を作成する（既刊の年報を統合・再編） ・ホームページやSNSによる文化財情報を発信する	市	文化財課			
12	咸宜園教育研究センター運営事業 ・咸宜園教育研究センター研究紀要を年1回刊行する ・咸宜園の歴代塾主・門下生などに関する常設展示・企画展示を実施する ・咸宜園に関する講演会・講座を実施する	市	咸宜園教育研究センター			
13	埋蔵文化財発掘調査事業（報告書作成事業） 埋蔵文化財年報（年1回）・調査報告書を作成する	市	文化財課			
14	歴史読本発行事業 「日田市の歴史と文化財」及び「文化財マップ」を改訂する	市	文化財課			

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
15	埋蔵文化財センター運営事業 ・最新の調査成果などを考古学講座の講演で周知する ・埋蔵文化財センター常設展示・企画展を実施する	市	文化財課			
16	世界遺産登録推進事業 世界遺産登録推進講演会を実施する	市	世界遺産推進室			
17	日本遺産魅力発信推進事業 日本遺産に関する講座を実施する	市	世界遺産推進室			
18	博物館企画展開催事業 博物館の企画展を実施する	市	博物館			
19	歴史的農業水利施設を活用した取組 小ヶ瀬井路（未指定遺跡（史跡））の価値の発信を検討する	県市	農業振興課			
20	教職員研修の開催 市教育センターが実施する教職員研修において、文化財講座を開催する	市	学校教育課			

(2) 文化財を「守る」

■方針Ⅰ：文化財の積極的な保存を推進

⑦ 積極的な保存の推進を図る

【積極的な保存の推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
21	史跡小迫辻原遺跡整備事業 整備計画の作成に向け発掘調査報告書の刊行を完了する	国 県 市	文化財課	→	→	
22	ガランドヤ古墳保存整備事業 2号墳の環境調査を実施し、調査結果を踏まえ保存整備の方向性を検討する	国 県 市	文化財課	→	→	→
23	史跡咸宜園跡保存整備事業 ・史跡整備工事に係る設計を実施する ・史跡整備工事を実施する	国 県 市	文化財課 咸宜園教育研究センター	→ →	→	
24	伝統的建造物群保存事業 ・日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画の見直し（町並みを市民共有の財産として保存し、さらなるまちの発展形成に寄与するよう積極的に活用する） ・伝建地区内の伝統的建造物の保存・修理を促進する（相談会の実施、助成制度の活用など）	国 県 市	文化財課 団体・事業者 所有者 市民	→ →	→	→
25	歴史的建造物保存事業 国登録有形文化財の保存・修理に対する補助制度の創設について検討する	市	文化財課	→		
26	文化財保護事業 ・指定文化財の維持管理を行う（有形文化財・史跡） ・指定文化財所有者・管理者などに補助を行う（史跡） ・未指定文化財の保存修理に係る補助制度を検討する ・文化財保持団体等と連携し、用具・原材料の確保に係る調査、検討を行う（無形文化財・無形の民俗文化財） ・文化財の適切な維持管理を行うための財源確保について調査・研究を行う（各種補助金制度、ふるさと納税、クラウドファンディングなど）	国 県 市	文化財課 団体・事業者 所有者	→ → → → →	→	→
27	地域遺産制度の検討 地域で大切にされてきた文化財を地域遺産として認定し、地域の宝として保存、継承していくことを目的とする制度の創設を検討する	市	文化財課	→		

■方針2：文化財を支える人材の育成を推進

⑧ 市民との協働を推進する

【市民協働の推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
28	文化財保護事業 日田考古学同好会との連携を図る（事業成果の周知や文化財資料提供）	市	文化財課 団体・事業者			
29	建築技能士育成事業 伝統的な木材建築技術の継承や後継者の育成を図る活動に対して支援を行う	市	商工労政課 団体・事業者			
30	日本遺産魅力発信推進事業 ・日田市日本遺産活性化懇話会において、日本遺産を活用した観光振興や地域活性化を推進する ・日本遺産子どもガイドの養成を推進する	市	世界遺産推進室 団体・事業者 市民			
31	ガランドヤ古墳公園維持管理事業 ガランドヤ古墳公開サポーターの育成を推進する	市	文化財課 市民			
32	日田の自然環境体験事業 自然インストラクターの養成を推進する	市 その他	博物館 市民			
33	市民との協働により文化財を支える制度の創設 市民との協働により、地域に身近な歴史や文化を守り育てる「市民文化財サポーター制度」の創設について検討する	市	文化財課 関係機関 団体・事業者 所有者 市民			

⑨ 担い手の育成を推進する

【担い手の育成を推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
34	伝統的建造物群保存事業 豆田町伝建保存会が行う歴史的町並みを活用したまちづくり並びに会報誌の作成及び講演会の開催などによる住民意識の高揚などの取組に係る経費の一部を補助する	市	文化財課 団体・事業者			
35	小鹿田焼伝承者養成事業 小鹿田焼技術保存会が取り組む保存・継承経費に対し、補助・支援を行い、工芸技術の継承、後継者の育成を図る	国 県 市	文化財課 団体・事業者			
36	鵜飼保存対策事業 ・保存及び継承など活動経費の一部を助成する ・後継者の確保・育成の方策について検討を行う	市	文化財課 団体・事業者	 		
37	指定文化財等保存補助事業 日田祇園囃子保存会、五馬地区くにち楽保存会及び大野楽保存会の各団体が取り組む伝統文化の保存・後継者の育成などの活動経費の一部を助成する	市	文化財課 団体・事業者			
38	無形民俗文化財記録保存事業 映像により無形の民俗文化財11件（国選択1・県指定4・県選択2・市指定4）の記録保存を行うとともに、後継者の養成の教材として活用する	市 その他	文化財課 団体・事業者			
39	学校教育・社会教育と連携した取組 学校及び公民館と連携し、子どもたちに無形の民俗文化財の魅力や価値を伝え、興味・関心を高める。	市	文化財課 学校教育課 社会教育課 公民館運営事業団			

(3) 文化財を「活かす」

■方針Ⅰ：観光資源としての活用を充実

⑩ 文化財を活かした観光振興を充実する

【文化財の観光資源としての活用】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
40	日田まつり振興会補助事業 歴史的な町並みを活かしたイベント（天領日田おひなまつり、日田天領まつり、天領日田千年あかりなど）の開催経費に対して補助金を交付する	市	観光課 団体・事業者	→	→	→
41	観光誘客宣伝事業 観光誘客を促進するため、福岡都市圏をはじめとした近隣エリアへの情報発信や久大本線自治体と連携した宣伝活動を行うもの	市	観光課	→	→	→
42	日田市インバウンド推進事業 訪日外国人観光客の更なる誘客を図るため、現地商談会への参加を通じた旅行会社への商品造成促進や、情報発信の強化を行うもの	市	観光課	→	→	→
43	歴史的観光資源活用事業 三隈川の夏の風物詩である伝統漁法（鮎やな）を活用した誘客を図る	市	観光課 団体・事業者	→	→	→
44	ガランドヤ古墳公園維持管理事業 筑後川流域自治体と連携した装飾古墳一斉公開を実施する	市	文化財課 広域連携	→	→	→
45	日本遺産魅力発信推進事業 ・日本遺産構成文化財（咸宜園跡、豆田町伝統的建造物群保存地区など）周遊ルートの設定を検討する ・九州・山口・沖縄や大分県内の日本遺産認定自治体との連携を図る	国 県 市	世界遺産推進室	→	→	→
46	文化財を活用した誘客促進事業 観光客が文化財を理解し、親しむことができる機会の充実を図ることにより、地域への関心と誘客の促進につなげるため、日本遺産を活用した旅行商品の造成、動画制作及びPRイベント事業等に取り組む。	市	観光課 文化財課 世界遺産推進室	→	→	→

■方針2：地域振興への活用を推進

① 文化財を活かしたまちづくりを推進する

【文化財を活かした交流とにぎわいの創出】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
47	空き店舗等活用事業 伝統的建造物群のテナントなどへの活用支援を促進する	市	商工労政課 市民	→		
48	市民活動団体に対する支援 市民活動団体などが、自主的かつ自発的に行う地域課題の解決につながる公益的な事業に対し、補助金を交付する（文化財を活かしたまちづくり活動）	市	地域振興課 市民	→		
49	健康アプリを活用した取組 文化財関連のイベントを大分県公式健康アプリ「あるとっく」のポイント付与の対象とする	県	大分県 健康保険課	→		
50	棚田を活用した交流促進への支援 月出山棚田を活用した稲刈り体験などにより都市住民との交流を促進する（中山間地域等直接支払制度）	国 県 市	農業振興課 市民	→		
51	景観形成の取組 ・文化財を活かした公園などの整備及び保全について検討する ・景観に配慮した建築物などの修理・修景に対する支援を行う	市	都市整備課 市民	→	→	→
52	スポーツイベントを活用した取組 水郷ひたチャレンジウォークにおいて文化財を通るルートを検討する	市	文化スポーツ振興課	→	→	→
53	文化財周辺環境整備の検討 アクセス道路、便益施設などの整備について検討する	市	土木課	→	→	→

■方針3：教育事業との連携を強化

⑫ 学習機会の充実を図る

【学校及び社会教育における学習機会の提供】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
54	歴史読本発行事業 「子ども版日田市の歴史と文化財」を改訂する	市	文化財課			
55	咸宜園普及啓発刊行物作成事業 咸宜園に関する児童向け読本・リーフレットを作成する	市	咸宜園教育研究センター			
56	埋蔵文化財センター運営事業 日田市の歴史講座を実施する	市	文化財課			
57	日田の自然観察体験事業 日田市の自然環境に関する講座を実施する	市	博物館			

【文化財に関する体験機会の提供】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
58	文化財保護事業 埋蔵文化財センター、咸宜園教育研究センター、博物館などの文化財関連施設において、子ども学芸員による展示体験や市民協働参画展示を検討する	市	文化財課			
59	埋蔵文化財センター運営事業 ・火熾し体験や勾玉づくりなどを実施する ・体験道具の学校授業への貸出しを行う	市	文化財課			
60	ガランドヤ古墳公園維持管理事業 本物の古墳見学での感動体験の創出を図る	市	文化財課			
61	地区公民館との連携事業 地区公民館との連携により、文化財の体験学習会、見学会及び地域文化財講座を開催する	市	社会教育課 公民館運営事業団			

■方針4：積極的な情報発信の推進

⑬ 情報発信の取組を推進する

【デジタルコンテンツの活用】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
62	文化財保護事業 ・文化財のデジタルアーカイブ化を推進する ・文化財データベースや資料の公開ページを作成する ・大分県が作成する「おおいた文化財ずかん」「おおいたデジタル資料室」に掲載する	国 県 市	文化財課 大分県			

【国内外への情報発信】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
63	文化財保護事業 ・文化財案内コンテンツの多言語化を検討する ・文化財や先哲・先人に関する刊行物の多言語化を検討する	国 市	文化財課			
64	「聞き書き甲子園」の取組 全国の高校生が、地域で暮らし、文化・伝統を守りながら仕事を続けている「名人」を訪ね、「聞き書き」を通して、その知恵や技、心を学び、記録し、広く発信する	市	林業振興課			